

令和6年 12月 23日

再生医療細胞治療特定認定再生医療等委員会事務局

第24回再生医療細胞治療特定認定再生医療等委員会審査議事録

- ・会議名：第24回再生医療細胞治療特定認定再生医療等委員会審査
- ・日時：令和6年 12月 23日（月曜日）18時～19時
- ・場所：福岡県福岡市中央区大名 2-6-39 ジラソーレビル 5階 WEB（ZOOM）
- ・出席者：森下 竜一委員長、富田 哲也委員、丸田耕一郎委員、志水秀郎委員、
鈴木萌委員、田中 佐智子委員、大山 ナミ委員、麻生 朋子委員

- ・議題 新規審査 8件 変更審査 1件 定期報告審査 3件

■【新規審査】一般社団法人 N2 Cell Act N2 クリニック本院

（自己脂肪由来幹細胞を用いた慢性疼痛の治療）

（自己脂肪由来幹細胞を用いた顔面萎縮症・皮膚再生治療）

（自己脂肪由来幹細胞を用いた変形性関節症の治療）

（自己脂肪由来幹細胞を用いた毛髪組織の治療）

以上4提供計画の審査を行った。

再生医療等提供計画書、技術専門員による評価書を確認の上、再生医療等提供基準チェックリストに従った審査を行った。再生医療等提供計画が再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保および生命倫理への配慮がなされ、再生医療提供者が講ずべき措置を行うものと判断し、同時に再生医療等の安全性の確保等に関する法律および施行規則に準拠した再生医療を提供するものと判断する。

各委員に質問、意見を求めるも特に発言ないため採決とした。全員一致でこの提供計画を「適切」とした。

（意見書の発行は医療連携証明書と開設許可証を確認してからとする）

■【新規審査】CELL GRAND CLINIC

（自己脂肪由来幹細胞を用いた慢性疼痛の治療）

（自己脂肪由来幹細胞を用いた変形性関節症の治療）

以上2提供計画の審査を行った。

再生医療等提供計画書、技術専門員による評価書を確認の上、再生医療等提供基準チェックリストに従った審査を行った。再生医療等提供計画が再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保および生命倫理への配慮がなされ、再生医療提供者が講ずべき措置を行うものと判断し、同時に再生医療等の安全性の確保等に関する法律および施行規則に準拠した再生医療を提供するものと判断する。

各委員に質問、意見を求めるも特に発言ないため採決とした。全員一致でこの提供計画を「適切」とした。

■【新規審査】第2 西原クリニック

（自己脂肪由来幹細胞を用いた変形性関節症の治療 Ver. 2）

以上の提供計画の審査を行った。

再生医療等提供計画書、技術専門員による評価書を確認の上、再生医療等提供基準チェックリストに従った審査を行った。再生医療等提供計画が再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保および生命倫理への配慮がなされ、再生医療提供者が講ずべき措置を行うものと判断し、同時に再生医療等の安全性の確保等に関する法律および施行規則に準拠した再生医療を提供するものと判断する。

各委員に質問、意見を求めるも特に発言ないため採決とした。全員一致でこの提供計画を「適切」とした。

■【新規審査】Dr. Force クリニック名古屋伏見院

（自己脂肪由来幹細胞を用いた変形性関節症の治療）

以上の提供計画の審査を行った。

再生医療等提供計画書、技術専門員による評価書を確認の上、再生医療等提供基準チェックリストに従った審査を行った。再生医療等提供計画が再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保および生命倫理への配慮がなされ、再生医療提供者が講ずべき措置を行うものと判断し、同時に再生医療等の安全性の確保等に関する法律および施行規則に準拠した再生医療を提供するものと判断する。

各委員に質問、意見を求めるも特に発言ないため採決とした。全員一致でこの提供計画を「適切」とした。

■【変更審査】医療法人瑞星会 LIFIX BEAUTY CLINIC

（自己脂肪由来幹細胞を用いた慢性疼痛の治療）

以上の提供計画の変更審査を行った。委員全員で登録医師追加について変更箇所の確認を行った。

各委員に質問、意見を求めるも特に発言ないため採決とした。

全員一致でこれらの提供計画を適切と判断した。

■【定期報告審査】いろはビューティークリニック

（自己脂肪由来幹細胞を用いた慢性疼痛の治療）

（自己脂肪由来幹細胞を用いた顔面萎縮症・皮膚再生治療）

以上の提供計画の定期報告審査を行った。

審査の結果、報告内容が再生医療等の安全性の確保等に関する法律に適合しており、当該再生医療提供計画の継続に問題はないと全員一致で認められた。

■【定期報告審査】シンセルクリニック

（自己脂肪由来幹細胞を用いた変形性関節症の治療）

以上の提供計画の定期報告審査を行った。

審査の結果、報告内容が再生医療等の安全性の確保等に関する法律に適合しており、当該再生医療提供計画の継続に問題はないと全員一致で認められた。

以上